

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和6年11月1日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
58	柚木町2丁目地内	約1,610 m ²	令和6年11月1日
583	梅郷2丁目地内	約340 m ²	令和6年11月1日
711	新町3丁目地内	約830 m ²	令和6年11月1日

「区域は指定図表示のとおり」

以上